

【本婚姻届ご提出前のご注意点】

- 本婚姻届が受理してもらえるか、ご提出予定の役場に事前にご確認ください
- 書き方についての不明点や疑問点は、ご提出予定の役場でお尋ねください
- 不備や訂正があった際は入籍日がずれることがあるのでご注意ください
- 婚姻届はA3サイズでプリントアウトしてください
- 年号は西暦ではなく、元号(昭和XX年、平成XX年、令和XX年)で記載してください

①届出日

- ・婚姻届を提出する日を記入。内容に間違いがなければ、この日が婚姻成立日になります
- ・『長殿』の前には、提出する役場名を記入します (例：〇〇市長殿)

②氏名

- ・お互い婚姻前の氏名を記入します。戸籍抄本・謄本に記載されたとおりの正確な漢字(戸籍が旧字体であればその通り記載)と、ふりがなで記入してください

③住所

- ・住所は住民票に記載されているものを記入します(都道府県からご記入ください)
- ・引越し後、婚姻届と転入届を同日に提出する場合は、新住所と新世帯主の氏名を記載することが多いですが、自治体により異なるため事前の確認をおすすめします

※訂正欄

- ・書き損じがあった場合に利用します
- ・間違えた箇所は、二重線を引いたあと、訂正して欄外の訂正印に押印してください
修正液、修正テープなどは使用できません

④本籍

- ・本籍は戸籍謄本(または戸籍抄本)通りに正確に記入します
- ・筆頭者の氏名の欄には、戸籍謄本(または戸籍抄本)の最初に記載されている方の氏名を記入します

⑤父母の氏名と続き柄

- ・父母が婚姻中の場合、父は氏名、母は名前のみ記入してください

- ・父母が亡くなっている場合も記入は必要です

- ・実父母が婚姻を解消している場合、どちらの氏を名乗っているかに関わらず、それぞれ正式な氏名を記入します

- ・続き柄には、長男・長女は「長」、二男・二女は「二」、三男・三女は「三」というように続柄を記入します
※次男・次女不可

⑥婚姻後の夫婦の氏、新本籍

- ・婚姻後に名乗る氏を選びます。選んだ氏が戸籍の筆頭者になります

- ・夫または妻がすでに戸籍の筆頭者である場合は、新本籍は記入せず空欄にします

- ・本籍地にはアパート名や部屋番号の記入は不要です

- ・外国人と婚姻する人が、まだ戸籍の筆頭者となっていない場合には、新しい戸籍がつけられますので、希望する本籍を書いてください

⑦同居を始めたとき

- ・結婚式も同居もどちらもまだしていない場合は空欄にし、下のその他の欄に「同居も結婚式もしていない」と記入します

⑧初婚・再婚の別

- ・初婚か再婚、どちらかにチェックを入れます

- ・再婚の場合は、死別か離別かにチェックを入れ、時期も記入してください。内縁の場合は含まれません

【提出する際持っていくもの】

- 夫と妻の印鑑/それぞれが届け出の捺印に使用したもの(記入漏れやミスがあった場合、訂正に必要です)※スタンプ印・ゴム印は不可
- 婚姻届書/1通
- 夫と妻の戸籍謄本 1通ずつ(本籍地に届け出る場合は不要)
- 身分証明書(公的書類)/運転免許証、パスポート、マイナンバーカードなど写真付きのものなら1種類、健康保険証、年金手帳など写真付きでないものは2種類以上 ※自治体で異なる場合があります。事前にご確認ください
- 転入届 ※婚姻届の住所欄に新住所を記載する場合などに必要です(おふたりの引越し状況により異なります。事前にご確認ください)

【記入時の注意】

- 色付きのボールペン、消えるボールペン、鉛筆は使用できません(黒インク・または黒の油性ボールペンでご記入ください)
- 署名は必ず本人が自署してください ● 印は各自、別々の印を押してください
- 婚姻届を本籍地でない役場に出すときは、戸籍謄本または戸籍全部事項証明書が必要ですので、予め用意してください

証人	
署名印	印
生年月日	昭和・平成 年 月 日
住所	番地 番 号
本籍	番地 番 号

連絡先(夫・妻・その他)	番
電話()	番
自宅・勤務先[]	携帯

⑨夫妻の職業

- ・一人暮らしだった場合は自分の職業、親と同居していた人は世帯主の職業を、6つの分類から当てはまる項目にチェックを入れます
- ・国勢調査がある年の4月1日から翌年の3月31日までに婚姻届を提出するときのみ、下の夫妻の職業の欄にそれぞれの職業を記入します

⑩その他

- ・夫と妻のいずれかまたは両方が20歳未満の場合、父母がこの結婚に同意している旨を記入し、それぞれ自筆で署名・捺印します。印鑑は親夫婦別々のものを使います

(例)この婚姻に同意します 妻の父 花田 和夫 (印)
妻の母 花田 雅子 (印)

⑪届出人署名押印

- ・婚姻前の氏名を必ず本人が自筆で署名。②と同様に、戸籍抄本・謄本に記載された通りに記入してください。印鑑は実印でなくても可。ただし、スタンプ印・ゴム印は使用できません。

※届けられた事項は、人口動態調査(統計法に基づく基幹統計調査、厚生労働省所管)にも用いられます